五十六　医師の派遣を受けることに要する経費があること。

市町村等が経営する病院において医師の派遣を受けることに要する経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（公立大学法人等が経営するものにあつては設立団体から交付を受けた額）のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。

五十七　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

五十八　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十九　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十　簡易水道の建設改良に要する

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A－B×α）＋C（A－B×αが負数となるときは、零とする。）

五十八　医師の派遣を受けることに要する経費があること。

市町村等が経営する病院において医師の派遣を受けることに要する経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（公立大学法人等が経営するものにあつては設立団体から交付を受けた額）のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。

五十九　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

六十　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

前条第一項第一号の表第五十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十一　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

前条第一項第一号の表第五十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十二　簡易水道の建設改良に要する

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A－B×α）＋C（A－B×αが負数となるときは、零とする。）